

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和6年3月28日

長野市監査委員	西島	勉
同	川上	馨
同	若林	祥
同	市川	和彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度

包括外部監査分

(長野市教育委員会分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>(2) 教育センター便りをより効果的に活用するため電子化の検討について【意見】 (報告書122ページ)</p>	<p>現在、教育センターの活動内容を周知させるため、「教育センター便り」を作成し、教職員を始めとし関連のある所に年4回配布している。しかし、ホームページには載せていないため、一般市民が目にすることはない。この教育センター便りの製作費や配付費は年間で200千円程度とさほど大きな金額ではないが、時代の流れもありペーパーレスによるコスト削減と一般市民への事業内容の周知の観点から電子化について検討をするべきである。</p> <p>一部分析結果等の掲載もあるようであるが、実態を知る権利を市民が持っている以上は閲覧されたとしても問題はないはずであり、開かれた行政の証となる。もし、それでも開示できない個人情報等の問題があるのであれば、一部閲覧できない様に規制をかけるなどの対応により検討すればよいことである。</p> <p>将来において、どちらが活用できるのか検討し時代に合った活用方法を実施することが望まれる。</p>	<p>「教育センター便り」は、センターの活動内容を周知させることが主で、そのほか活動内容及び統計数値等を保存するという役割を果たしている。これまでホームページへの掲載はしていないが、ペーパーレス化を進めていくことが時宜に即した形態であると考えます。</p> <p>市内の教職員の場合、情報共有及び連絡に関しては、日常的に校務支援システムの掲示板を活用している。電子化する際は、校務支援システムに掲載することで、より時宜に即した情報を提供できるものと考えます。また、市民向けには、ホームページに掲載することとし、いずれも令和2年度から実施する。</p>	<p>令和5年度発行分から、教育センターホームページへの掲載を実施した。</p> <p>学校教育課</p>